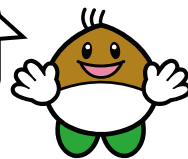


# 栗東市小規模事業者事業継続

## 応援給付金のご案内

市内小規模事業者の  
皆様を応援します！



### 給付金額

1 事業者あたり給付金額 **15**万円

地代家賃のある方は **5**万円上乗せ、最大 **20**万円

### 給付対象者

**市内**で**営業**をしている**小規模事業者**で、以下に該当するかた

- ① 市内に事業所を有する個人事業主又は、市内に本店を有する法人である者（いずれもフランチャイズ店は除く）
- ② 個人においては開業届を提出し、法人においては、法人設立届出書を提出し、確定申告をしていること
- ③ 令和2年2月1日以前から市内で継続して事業を行っていること
- ④ 給付金の受領後も事業活動を継続する意欲がある者

【小規模事業者の定義】

製造業・その他	商業・サービス業	サービス業のうち宿泊業・娯楽業
従業員数20人以下	従業員数5人以下	従業員数20人以下

【対象者の範囲】

対象	個人事業主・会社および会社に準ずる営利法人（会社法上の会社等）
対象外	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合、宗教上の組織もしくは団体、政治団体、性風俗関連特殊営業等を行う事業者

### 給付要件

令和2年2月から6月のいずれか、任意の3か月の事業の売上高が、**前年同月比30%以上減少**

※開業後間もない方には緩和措置があります。（令和2年2月1日以前に開業された方が対象）

### 申請先及び申請期間

栗東市商工会：〒520-3047 滋賀県栗東市手原三丁目 1-25 TEL：552-0661

※申請期間 **7月15日（水）～9月30日（水）**（当日消印有効）

**給付金**を装った**サギ**に注意してください!!

申請方法は裏面へ⇒

## 栗東市小規模事業者事業継続応援給付金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している市内の小規模事業者に対し事業の継続を下支えするため、緊急支援として給付金を給付いたします。

### 申請先・方法

原則 **郵送** で受付します

送付時には、封筒の表に  
「応援給付金 申請書類在中」と  
お書きください。



郵送にあたっては、「レターパック」や「簡易書留」、「特定記録郵便」など、記録の残る方法で送っていただくようお願いします。

郵送先 〒520-3047  
栗東市手原三丁目 1-25 栗東市商工会 宛

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため郵送での申請にご協力をお願い致します。

### 申請書類

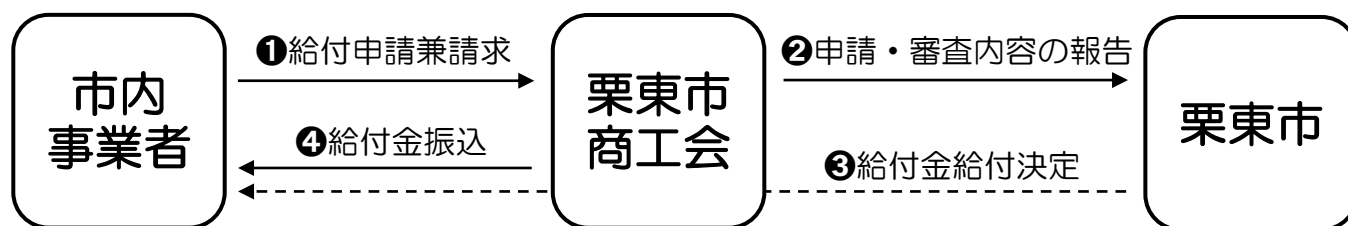
以下の書類をご郵送ください

書式は [栗東市商工会の専用のホームページ](#) もしくは栗東市商工会や、栗東市商工観光労政課窓口にて取得できます。

- (1) 事業継続支援金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- (2) 直近の確定申告書等の写し（税務署の受付印があるもの、又は電子申告の場合は受信通知のあるもの）
- (3) 令和2年分の対象月の売上台帳等
- (4) 市内の事業所、事務所等の所在が確認できる資料
- (5) 誓約書（別記様式第1号裏面）
- (6) 市税の完納証明書
- (7) 振込先口座の通帳の写し
- (8) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）
- (9) 地代家賃の支払いがある場合は、賃貸借契約書と直近の支払いを証する書類（通帳など）の写し

※申請書類の **詳細** や **記載例** などは [専用ホームページ](#) で公開しています。

### 申請の流れ



### 問い合わせ先

栗東市商工会

TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263

栗東市商工観光労政課

TEL : 077-551-0236 FAX : 077-551-0148

※問い合わせ時間：月曜日～金曜日【土・日および祝祭日は除く。】  
8時30分から17時15分まで